

はばたき21通信

CONTENTS

育児・介護休業法 改正の4つのポイント

平成17年4月1日から育児・介護休業法が改正され、内容が変わったことをご存知ですか？
その内容を4つのポイントに分けて紹介します。

はばたき21相談室情報

「女性弁護士による法律相談」が月3日、全9回になりました。

INFORMATION お知らせ

図書紹介

2005男女平等推進フォーラム

9/23(祝)～9/25(日)

香山リカさん 講演会 9/25(日) 午後2時～ 入場無料

男女平等推進団体ワークショップ 9/24(土)・9/25(日)

作品展示 9/23(祝)～9/25(日)

2005

10

はばたき21相談室

「はばたき21」台東区立男女平等推進プラザに相談室があることをご存知ですか？

常時行っている相談は2種類あります。

一つ目が「こころと生きかたなんでも相談」

家族や夫婦のこと、子育てや仕事、人間関係、生き方に迷ったときなど相談者自身の力で問題を解決

できるよう専門のカウンセラーがあなたの手助けをします。

二つ目が「女性弁護士による法律相談」

結婚や離婚、親子、子どものことなどの主に人権に関する法律相談を無料で行っています。

お気軽にご利用ください。



相談をするには事前に電話予約をしてください。

予約受付は 火曜日から日曜日 午前9時から午後5時

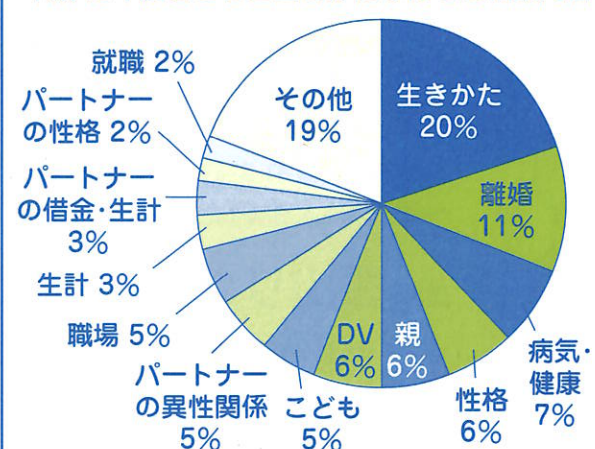
* 法律相談の予約受付は当該月の1日（休館日にあたる場合その翌日）からです。

予約電話は 03 (5246) 5819 です。

相談は無料で、1回50分です。また、プライバシーは大切に守られています。

相談をするには？

平成16年度こころと生きかたなんでも相談内容



こころと生きかたなんでも相談

電話又は面接による相談になります。相談日は 毎週 火曜・土曜日 午前10時から午後4時 水曜・木曜日 午後5時から午後9時 面接相談（火曜日・土曜日）を受ける方でお子さん（1歳から6歳）の保育が必要の方は、無料で一時保育をご利用できます。平成16年度は569件の相談があり、相談者の95%が女性でした。相談内容は左図のとおりで、「生きかた」「離婚」といった相談が多くなっています。

平成17年度女性弁護士による法律相談実施日時

第2水曜日 午後1時～4時	第3木曜日 午前10時～午後1時	第4火曜日 午後4時～7時
9/14	9/15	9/27
10/12	10/20	10/25
11/9	11/17	11/22 (午後1時～4時)
12/14	12/15	12/20 (午後1時～4時)
1/11	1/19	1/24
2/8	2/16	2/28
3/8	3/16	3/22(水) (午後1時～4時)

面接による相談になります。対象は女性です。平成17年度の相談日は左図のとおりです。平成16年度は62件の相談がありました。相談内容は「離婚」が一番多く52%を占めています。続いて、「ドメスティック・バイオレンス」に関する相談が11%、「夫婦」に関する相談が8%、「相続」に関する相談が7%となっています。

女性弁護士による法律相談

総務省「労働力調査」によると、平成16年の女性の労働力人口は、2,737万人で労働力人口の41.2%となっています。特に、若い世代では、男女ともに仕事と家庭の両立を理想とし、女性の就業意欲も高まっています。しかし、家事や育児、介護など多くの「家庭的責任」を女性が担っているのが現状です。また、出産後に職場復帰が出来ない事例や昇進における男女格差の問題など女性が働きづけるためには、困難な状況もみられます。働く女性が差別されず、「仕事と家庭の両立」を無理なく実現していくためには、女性の仕事も家庭もではなく、男女がともに仕事と家庭のバランスを取りながら働き、安心して子どもを産み、育てやすい環境をつくっていくことが大切です。この度、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正され、平成17年4月1日から施行となりました。



育児・介護休業法が改正されました

I. 育児休業・介護休業の対象労働者の拡大

改正前 期間を定めて雇用されるもの（期間雇用者）は対象外
改正後 一定の要件を満たす期間雇用者は、育児休業・介護休業が取得できるようになりました。
ポイント 一定の要件を満たす期間雇用者とは？
申出時点において、次の（1）、（2）のいずれにも該当する労働者
（1）同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
（2）子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること

II. 育児休業期間の延長

改正前 子が1歳に達するまで
改正後 子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまで育児休業がとれます。
ポイント 一定の場合とは？
（1）保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
（2）子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが死亡、負傷、疾病等により子を養育することが困難となった場合

お父さんも 育児休業がとれます！



育児休業は、男性も取ることのできる休業です。妻が専業主婦の場合に、労使協定によって男性労働者が育児休業の除外となる場合であっても、妻が産後8週間までの期間中であれば、適用除外に該当せず、育児休業を取得できます。

IV. 子の看護休暇制度

改正前 事業主の努力義務
改正後 小学校就学前の子を養育する労働者は、1年度に5日まで、病気・けがをした子の看護のための休暇を取ることが出来るようになりました。

III. 介護休業の取得回数制限の緩和

改正前 対象家族1人につき1回限り取得でき、期間は、連続3ヶ月まで
改正後 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休暇を取ることが出来るようになりました。期間は、通算して（延べ）93日までです。

図書の紹介

「男だてら」に「女泣き」

奥山和弘著 文芸社 (2003)



もう一冊は、男性の立場から書かれた、男女共同参画社会入門書。この題名に「おや」と思ったら是非手にとってみてください。男女共同参画社会は「豊かさ」の捉え方の革命なのだという著者のあつがきにくつときますよ。(瀬山)



男女共同参画社会へ

坂東眞理子著 勁草書房 (2004)

今回は男女共同参画社会に関する本を2冊ご紹介します。一つは、初代男女共同参画局長・坂東眞理子さんの回顧録。行政官として男女共同参画政策を進めてきた女性がいかに熱い思いを知ることができる貴重な本。

I N F O R M A T I O N

2005 男女平等推進フォーラム開催! 9/23(祝)～9/25(日)

ワークショップ・作品展示

*水ギョーザ*絵手紙*お茶席*
ビーズ細工*子育て相談*結び
アート*ちぎり絵*手編み物*い
ろ色彩と遊ぶ*工作*ビデオ上映
*ミニコンサートなど

登録団体による無料のワークショッ
プ(24、25日)を多数実施。また、
日頃の団体の活動を作品として展
示しています。

台東区生涯学習センター
4階(講演会は2階ミレ
ニアムホール)
予約不要・参加無料!
誰でも参加できます。
是非ご参加下さい。

講演会

まず、自分を認めてみよう
～楽しい人生のための処方箋～

講師 香山リカさん(精神科医)

25日 午後2時～4時

入場無料

生涯学習センターミレニアムホール

はばたき21台東区立男女平等推進プラザ



所在地 〒111-8621
東京都台東区西浅草3-
25-16生涯学習センター
4階
交通機関 地下鉄日比谷線
「入谷」駅から徒歩8
分・バス足立梅田町・浅
草寿町、亀有駅・上野公
園 上記2ルートの「入
谷2丁目」下車徒歩1分
開館時間 9時～22時
休館日 月曜日(祝日にあ
たる場合は翌日)・年末年始
電話
ファックス
03(5246)5814
03(5246)5816

台東区立男女平等推進プラザ地図



「はばたき21通信」についてのご意見ご感想を、FAX、はがき、
E-mail、はばたき21にある意見箱等までお寄せください。お
待ちしております。
はばたき21通信は郵便局、駅、区役所、区民事務所、図書館、区内
公共施設、都内女性センターなどで配布しております。